

シンガポールのドローン規制

シンガポール事務所

シンガポールでは2014年度に20件以上のドローンに関連した事故が発生した教訓から、早急にその規制に関する法整備が進められました。なかには電車の軌道にドローンが落下するなど、一歩間違えば重大な事故になりかねない事案も含まれていました。

シンガポールのドローン規制はCAAS（Civil Aviation Authority of Singapore：シンガポール民間航空庁）が所管しており、利用者を対象とした手引きが配布されていますので、そのポイントを紹介します。

- ① 人混みの中で飛ばしてはいけない。
- ② 重さ7キロ以上のドローンを飛ばしてはいけない。
- ③ 荷物を固定する装備がないドローンで荷物を吊るしたり運んだりしてはいけない。
- ④ 危険な物質を運んではいけない。
- ⑤ 荷物やその他物質等を空から落としてはいけない。
- ⑥ 救急車など緊急車両の周囲で飛ばしてはいけない。
- ⑦ 制限区域や危険区域などの警備区域で飛ばしてはいけない。
- ⑧ 空港や軍事施設の周囲5キロ以内あるいは200フィート以上の高度で飛ばしてはいけない。

シンガポールではドローンで飲食物を運搬するレストランが登場するなど、その利便性や効率性ひいては人件費削減効果を期待されています。単に規制で縛るのではなく、正しく運用することでドローンの先進性を社会経済の革新に活用していく意図が強いようです。

（佐々木所長補佐 札幌市派遣）